

著作者にとっての補償金制度とは

補償金制度による著作権保護と「技術と契約」による著作権保護
二つの検討課題

2006年6月28日

私的録音録画小委員会

小六禮次郎

文化を育む著作権制度を支える柱 補償金制度

◆ 私的複製の制限と補償金

- 私的使用することを目的とした複製＝私的複製(法30条1項)
 - ◆ アナログでもデジタルでも同じ
- このうちデジタルの場合に限り私的複製を自由とする代償として補償金制度により著作権保護(法30条2項)
 - ◆ ベルヌ条約批准国としての責務

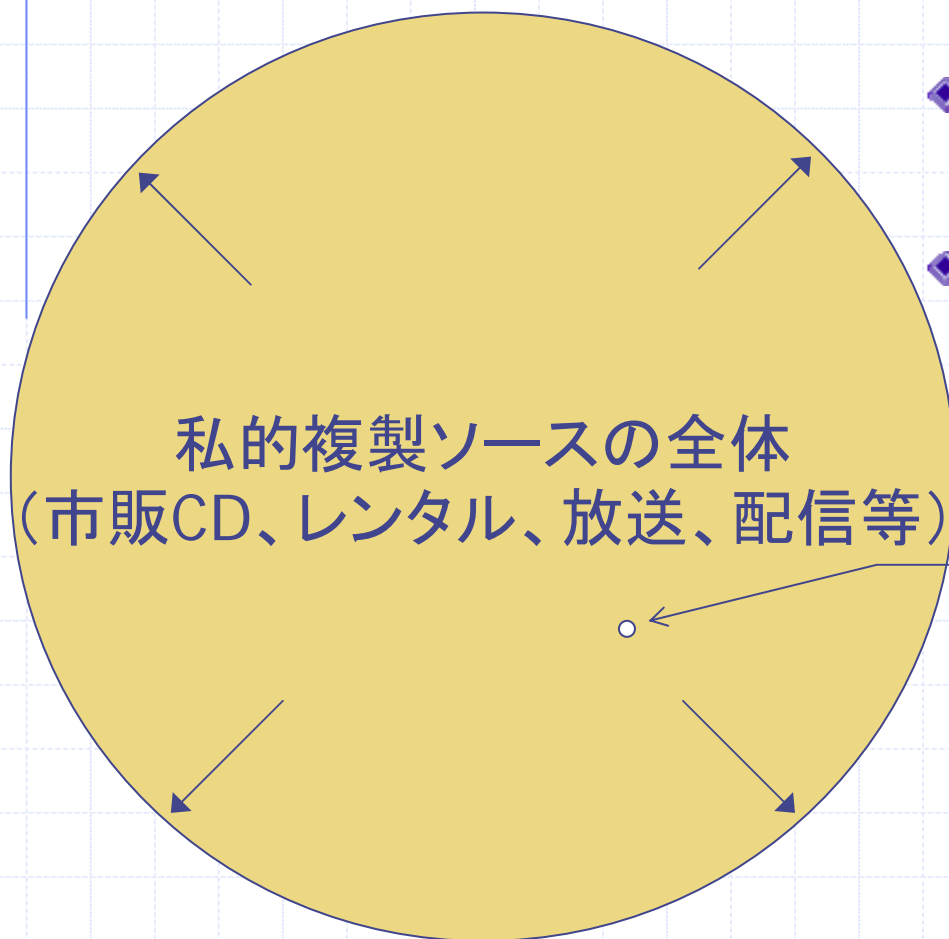
◆ 文化を育む著作権制度の柱

- 補償金制度⇒消費者の誰もが文化を身近に享受できる社会の形成
- 私的複製行為の拡大⇒公平な負担による解決

◆ 「文化的所産」＝「人間の営みの証し」を補償

- 私的複製の「自由度」を補償するためのインフラ
- 人間的な「ゆとり」としての制度

私的複製と著作権保護技術の現状



- ◆ 私的複製ソースのうちCD分
これまでに生産された累計曲数 570億曲
- ◆ 音楽配信された＝著作権保護技術を施された楽曲(除く携帯向け)
12百万曲(推計)
- ◆ 著作権保護技術は全体のわずか0.021%
に施されているにすぎない
(放送を考慮するとさらに低下)
⇒0.01・・・%

著作権保護技術

著作権保護技術は私的複製の全体をカバーし得ない。

「技術と契約」による著作権保護 についての考え方と問題点

◆ 著作権保護技術と契約の問題点

- 次のような問題点が解消できるか？
 - ◆ 低廉なコストでの実現(実質的には消費者負担)
 - ◆ 関係権利者、コンテンツホルダー、消費者に受け入れられるものであること
 - ◆ 消費者の安全(プライバシー保護等)の保証
 - ◆ 永続的な有効性の保証
 - ◆ 関係者間の合意内容への対応
 - 関係者(権利者、コンテンツホルダー、流通事業者、メーカー)間の合意(契約)の実現と合意内容に対する消費者の理解

◆ 上記問題点を解消し、広く有効に機能する時期の具体的提示

著作者にとっての補償金制度とは 新たな補償金制度の確立

◆ 新たな制度確立のポイント

- 私的使用を目的とした複製全体をカバーする方法
 - ◆ 私的複製に用いる機器・記録媒体の変化
 - MDからPC、携帯音楽プレイヤー、携帯電話、データ用CD-R/RW、カード型フラッシュメモリ、カーナビへ
- 補償金支払い義務者を誰とするかの再検討
- 音楽愛好家をはじめとする消費者の理解と周知

◆ 文化先進国として誇ることのできる適切な補償の実現